

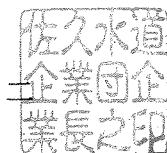
公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、競争入札に参加する者に必要な資格を認定するため、次とおり入札参加資格申請を受付けます。

令和5年11月13日

佐久水道企業団

企業長 柳田清



記

○令和4・5年度 佐久水道企業団物品製造等の業務に係る入札参加資格の有効期間の延長について

佐久水道企業団が発注する物品製造等の業務に係る入札参加資格の有効期間については通常2年間としていますが、令和4・5年度入札参加資格について、現行の有効期間を1年間延長することとします。

物品製造等の業務

有効期間の終期を令和6年3月31日から令和7年3月31日まで延長

- ・令和4・5年度の入札参加資格取得者は、有効期間の延長による特別な手続きは不要です。
- ・新たに資格付与を受けようとする者又は業種の追加及び再審査を希望する者は、下記の要領により申請手続きが必要です。

○令和6年度 佐久水道企業団物品製造等の業務に係る入札参加資格審査申請（中間申請）要領

1 中間申請の種類

- (1) 新規 佐久水道企業団の入札参加資格を有していない者がする申請
- (2) 業種の追加 令和4・5年度に資格付与された業種・業務以外の業種・業務を追加する申請

2 入札参加資格の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。

ただし、令和7年4月1日以降においても令和7年度の入札参加資格が認定される日までは有効とします。

3 受付期間

期間：令和5年12月1日（金）から令和5年12月22日（金）まで（土・日曜日、祝日を除く。）

時間：午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで

方法：持参又は郵送（郵送の場合は期間内の消印のあるものに限ります。）

4 受付場所

佐久水道企業団 総務課 廉務係

5 提出書類

- ① 競争入札参加資格審査申請書（長野県の定める様式とする。）
- ② 社内規則又は委任状（主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。）
- ③ 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（法人の場合に限る。）
- ④ 身元証明書（個人の場合に限る。）
- ⑤ 財務諸表類（審査基準日（令和5年10月1日）直前の営業年度のもの）
- ⑥ 納税証明書（下記ア、イそれぞれ提出すること。）

ア 都道府県又は都道府県出先機関発行の「事業税」に未納がないことが確認できる納税証明書（委任先のある場合、委任先所在地の都道府県発行のもの）

イ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」に未納がないことが確認できる納税証明書

6 申請書類

- （1）物品製造等の業務の申請書は長野県の定める様式とします。
- （2）申請書以外の添付書類については、特に様式の定めはありません。
- （3）提出書類確認票（物品製造等）を企業団ホームページよりダウンロードしてご利用下さい。

7 提出部数

- （1）申請書等の提出部数は、正本1部です。
- （2）申請書類のサイズはA4版とし、市販のフラットファイル（A4版）に綴じ込んで下さい。なお、色の指定はありません。（表・背表紙に、商号又は名称を記載し

て下さい。)

- (3) 郵送で申請する場合には、受付票を返送するための84円切手を貼った封筒（返送する受付票がハガキの場合は不要）を同封して下さい。

8 審査結果

審査の結果については、資格を付与できない者に限り通知します。

問い合わせ先及び郵送先

〒385-0054

長野県佐久市跡部101番地

佐久水道企業団 総務課 廉務係

TEL 0267-62-1290